

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 **みなべ町**

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,774	3,061	245	5,080

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,637	9,269	368	288	0	15,004	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	25	17	8	8	0	51	
鶴の湯特別会計	72	72	0	0	17	0	
...							
一般会計等	9,717	9,341	376	296		15,055	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,151	1,918	233	233	90	—	—	
後期高齢者医療特別会計	220	218	2	2	138	—	—	
老人保健特別会計	164	169	△ 5	△ 5	12	—	—	
介護保険特別会計	1,054	1,007	47	47	138	—	—	
農業集落排水事業特別会計	278	275	3	3	216	3,359	2,929	
公共下水道事業特別会計	700	697	3	3	186	3,459	2,916	
簡易水道事業特別会計	296	276	20	20	8	416	137	
水道事業特別会計	494	15	479	479	2	146	2	法適用企業
公営企業会計等 計				782		7,380	5,984	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
和歌山県市町村職員退職手当事務組合	8,225	8,220	5	5	1,091	0	0	
堺坊日高老人福祉施設事務組合(普通会計)	616	602	14	14	207	504	83	
堺坊日高老人福祉施設事務組合(公営企業会計)	1,007	931	76	43	108	389	60	
公立紀南病院組合	10,609	11,374	△ 766	△ 22	1,933	6,499	710	
和歌山県市町村議会議員等公務災害補償組合	27	23	4	4	2	0	0	
和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合	32	27	5	5	0	0	0	
田辺周辺広域市町村圏組合	147	106	41	41	0	0	0	
田辺市周辺衛生施設組合	815	771	44	44	0	817	167	
日高広域消防事務組合	891	877	14	14	34	108	26	
和歌山地方税回収機構	154	122	33	33	0	0	0	
和歌山県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	1,046	1,014	33	33	0	0	0	
和歌山県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	102,560	99,081	3,479	3,439	915	0	0	
一部事務組合等 計				3,653		8,317	1,046	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
みなべ町開発公社	0	10	10	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			10						

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,179	1,179	0
減債基金	276	162	-114
その他充当可能基金	1,134	1,287	153
充当可能基金 計	2,589	2,628	39

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.66	5.81	△ 2.85	△ 14.95	△ 20.00	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
連結実質赤字比率	25.12	21.26	△ 3.86	△ 19.95	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	21.5	22.7	1.20	25.0	35.0	簡易水道事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	207.9	188.1	△ 19.80	350.0		水道事業会計	—	—	—
財政力指数	0.37	0.36	△ 0.01						
経常収支比率	94.2	92.1	△ 2.10						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。